東北地方出土の木簡について

平川　南

一、はじめに

昭和五年、秋田県仙北郡所在の払田柵跡の発掘調査が文部省によって実施された。その調査の際、担当の上田三平氏は長森丘陵中央の北端の山麓に位置する「ホイド」と称する井戸跡の東部に接する地域から二個に分離した木札を発見したという。払田柵跡からは、このほかに、もう一つの木札が地元の藤井東一氏によって発見、報告されている。ここで、注目すべきことは、上田氏がただ墨書のある木札としたものを、藤井氏は浜田耕作氏がその著『通論考古学』の中で紹介している中国敦煌附近発見の木簡とよく似ていると指摘している点である。周知のように、その後、昭和三十六年の平城宮跡での木簡発見に先立って、滝川政次郎氏は「短冊考―払田柵址出土の木札について―」（『古代学』七―二、昭和三十三年）で、払田柵跡出土の木札を、六国史・律令格式・儀式の書及び王朝時代の公卿の日記等に散見している「短冊」そのものであると断定したのである。滝川氏の指摘はともかく、地元の藤井東一氏が中国出土の木簡との類似性を指摘した事実も、木簡研究史上、決して看過すべきではないであろう。

このように、我が国の木簡研究は払田柵跡出土の木簡を題材として始まったといえるのである。その後、東北地方においては、久しく木簡の出土例はなかった。

ところが、昭和三十年代の後半から始まった多賀城跡の発掘調査は昭和四十四年の宮城県多賀城跡調査研究所の設置により、以後継続され、しだいにその実態を明らかにした。近年、東北各地においても、古代のいわゆる城柵・官衙遺跡の発掘調査が継続的に行なわれており、大きな成果をあげつつあるのである。それに伴ない、ようやく、木簡出土のニュースが聞かれるようになってきた。

現在までのところ、宮城県多賀城跡六十六点、秋田県払田柵跡十四点、岩手県胆沢城跡十一点、同江刺市落合遺跡三点、山形県城輪柵跡一点、同藤島町平形遺跡一点、秋田県秋田城跡十一点、山形県八幡町堂の前遺跡三点、それぞれ出土している。

以下、各遺跡の木簡について、略述したい。

二、各遺跡の木簡の概要

(1)多賀城跡

出土総点数は六十六点であるが、大部分は削片あるいは他の用途に転用したものであり、木簡の原形をとどめるものは約十五点ぐらいである。木簡の出土状況の特色は、木簡のすべてが多賀城外郭地域の南部の低湿地から出土していることである。多賀城跡は大部分が丘陵上に立地しており、これまで丘陵部分からの出土例はない。第八・二十次の調査の出土地は、外郭南辺の築地のほぼ中央部分で、築地によって丘陵からの谷水がせきとめられてできた池である。ここは現在「コウノ池」の字名を遺している。第十一・二十四次調査の出土地は、外郭東南隅の低湿地で、特に二十四次の約六十点の木簡は、東辺築地を跨いで造られた建物の土居桁の整地層から出土している。

表　木簡の出土地点と出土点数

調査次数	出土遺構	出土点数
第八次調査	外郭築地整地「しがらみ」列北の沖積地、暗青灰色粘土層	二点
第十一次調査	外郭東辺沖積地、青白色粘土層	二点
第二十次調査	外郭築地整地「しがらみ」列北の沖積地、暗青灰色粘土層	一点
第二十四次調査	SB224建物跡土居桁整地層、青灰色粘土層	六十一点

内容

①　(四六・五)×(二・〇)×〇・五　〇19

合四種　大佐良十枚　足坏佐良十枚

左半部および上端・下端が欠損している。物品の請求文書か。

②　(三五・五)×四・二×〇・六　〇19

□□財財在在観観世世音我我聞聞□

(別筆)「□大万佐□□大徳□□乍□」

下半部欠損。経文の習書と考えられる。なお習書以前の墨痕が全体に薄く残り、一部分の文字が判読できる。

③　(一四・三)×(一・四)×〇・三　〇19

三等□中等

左半部および下半部が欠損。下半部は削平の痕跡があり、「中等」以下に文字が存在したかは不明としかいえない。

三等考第の例は陸奥国の場合、次のような場合が知られる。

『続日本紀』天平元(七二九)年八月癸亥条

又陸奥鎮守兵及三関兵士。簡二定三等一。具録下進退如法臨敵振レ威。向二冒万死一。不レ顧二一生一之状。并姓名年紀居貫軍役之年上。便差二専使一。上奏。(下略)

軍防令兵士以上条

凡兵士以上。皆造二歴名簿二通一。並顕二征防遠使処所一。仍注二貧富上中下三等一。(下略)

また、国府の官人の場合、例えば考課令国博士条によれば、国博士は三等の考第を立てることと規定されている。

いずれにしても、本木簡が考課に関連したものであることは間違いないであろうが、考第の対象がいずれかは決めがたいのである。

④　二一〇・〇×三・〇×一・〇　032

・武蔵国播羅郡米五斗

部領使□□刑部古□□（乙正カ）

・大同四年十□（二カ）月□□□

上端部右側にのみ切り込みと右下部に小穴がある。裏面は材が黒ずんで、墨痕との識別が困難であるが、赤外線写真により、上部の年紀が明瞭に判読できた。潤葉樹。

武蔵国播羅郡から運ばれた米五斗に付されたものである。律令政府の実施した東北政策は、陸奥国ばかりでなく、東国とくに坂東諸国の多大な負担の上に遂行されたものであり、このことは文献史料に明らかであるが、本木簡はまさにこの事実を実証するものといえよう。

⑤　三〇・三×二・九×〇・八　051

・付進上□□□□□

・急々律令須病人呑

やや凸レンズ状のふくらみをもち、厚いところで〇・八cmある。下半部が一部欠損。表面は墨がほとんど消えて、字画が浮き上っているだけである。

「急々律令」は正式には「急々如律令」である。「急々如律令」は我が国では伊場木簡で陰陽師の行なう百怪祭との関連が指摘されているように、道家の流れをくむ陰陽道の呪文として用いられたと見られる。多賀城跡出土の「急々律令」は時期的に見て、伊場遺跡に次ぐものであり、それは病を直すための呪文に用いられたと考えられ、表はおそらく「付進上……」から推して、病人のための薬物名のようなものが記されていたのであろう。形態上も下端を削り尖がらせているので、内容と考え併わせ、付札の類とみられる。

（註）浜松市遺跡調査会『伊場遺跡出土文字集成』二、昭和四十八年

⑥　二二・三×（三・八）×〇・一　019

・白河団進上射□□□□（手歴名事カ）

火長神

□守十八人　□□和徳（火長カ）三衣　人味人

合卅四人

・□□

大生部乙虫　□□部鵤□（成カ）丈部力男

□□□（阿倍カ）□　□□　大伴部建良

これは土居桁内の整地層に散在した十点を接合したものである。上・下両端は完形だが、ほぼ均等に縦割されており、これは転用または廃棄の際の一方法かと思われる。両側面は欠損しており、本来、かなり幅広い木簡と考えられる。

表は白河団から進上した射□（手カ）の総数とおそらくその内訳が記され、また職名を伴なう責任者と思われる二名が見える。裏は進上さ

れた射□〔手カ〕の歴名である。白河団は『続日本紀』神亀五（七二八）年四月丁丑条に「陸奥国請下新置二白河団一。又改二丹取軍団一為中玉作軍団上。並許レ之。」と見え、その設置年代が明らかである。なお、時期は下るが、『左経記』長元七（一〇三四）年十二月十五日の記事の中に「綱丁従七位上白河団擬矢八占部宿禰安信」と見える。

⑦　長さ（五・三）cm、復原径二・一cm　異形木簡（丸い棒状）

挂草郷┌

戊戌戌

下端が折損し、側面も破損しているが、丸い棒状。

『和名類聚抄』によれば、上野国勢多郡に「桂萱郷」があり、それを「加以加也」と訓じている。「桂」はケイ、かつらの意で、カイと訓むのは誤りで、「加以」と訓ずるのなら、「挂」とすべきである。したがって、挂草郷は和名抄にある「桂萱郷」にあたるとみてよい。また、「戊戌戌」は下端が欠損しているが、これと同様のものが伊場遺跡から出土している。伊場木簡では、前述の、「急々如律令」の木簡の上部に「戊戌戌」とある。ともに「戊」を三回書いているから、そのことに何らかの意味があったと思われる。また、木簡の形態が丸い棒状という異形である点も、内容の特異性を表わしているであろう。

⑧　長さ九・一cm　091

└解　申進上作物事

□〔弓カ〕□〔十カまたは廿カ〕

□　□

解の書式で、その事書の部分と本文の一部が見える。左端は「弓十（または廿）」と読めそうで、「進上作物」は同伴の木簡の内容と考え併わせても、武器のたぐいを示していると考えられる。

⑨　長さ一一・五cm　091

塩竈木運廿人

⑩　長さ九・七cm　091

└□□所出塩竈┌

⑨・⑩の塩竈は製塩用のカマドのことである。

多賀城木簡は出土地点が低湿地に限られ、すべて、二次的投棄ゆえに、遺構の性格解明の直接資料とはならないと考えられる。しかし、例えば、第二十四次調査出土の木簡は軍事関係のものが多く、奈良時代末から平安時代初に多賀城に多くの兵士・物資が集められ、軍事的緊張状況にあったことを示す。また、文献資料からはすでに明らかになっているが、④武蔵国播羅郡の米の付札、⑦上野国勢多郡「挂草郷」の木簡などは、律令政府の東北政策遂行上の坂東諸国の役割を示唆している。一方、文献資料では、陸奥国内の動きは比較的伝えられないだけに、白河団の兵士木簡のような資料は貴重であるといえよう。

(2)払田柵跡

払田柵跡は仙北平野のほぼ中央部に位置し、真山・長森の二つの丘陵とその周辺の低地を占め、東西約一、四〇〇m、南北約七五〇mの大きさがある。最近、長森丘陵上で、板塀に囲まれた掘立柱建

物（正殿・東西脇殿）および内郭南門跡などが発見されている。

払田柵跡出土の木簡は前述したとおり、戦前・戦後にわたるものである。なかには、現物の失われているものもあり、いささか複雑な事情を有する。払田柵跡の十一点の木簡の内訳は昭和五年の文部省の発掘調査に関連して、長森中央の北端、現在の水田に近い山麓の岸に位置する「ホイド」と称する井戸跡附近で発見された二点、昭和四十七年、同地点近くで発見された一点、そして、昭和五十、五十一両年にわたって行なわれた外郭南門跡北部隣接地の発掘調査で出土した八点、計十一点である。

①　（二二・三）×二・四×〇・五　〇19

□件糒請取　閏四月廿六日　寺書生仙□氏監

（比較）上田三平氏釈読

件糒請取　閏四月廿六日　寺壽生仙氏監

〔上田三平『史蹟精査報告第三』文部省、昭和十三年〕

右の報告書によれば、「（長森の北部）井泉阯の東約二、三尺を離れた土中に二片に分離した木札を発見した。材は檜か杉か判明せぬが、長さ約七寸三分五厘（二片を継ぎて）、幅約八分、厚さ約一分五厘、上端は少しく欠け、又中央より稍下方にて二個に折れて居る。表面の両側に面取を施し、其の中央に左の墨書がある（下略）」とある。

また、上田氏は『指定史蹟』拂田柵阯』（昭和五年）で、この木札について、「月日の下の記名は甚だ削磨して読み難きも上方の糒請取は極めて明確であるから此の遺跡の性質を決定する遺物として極めて貴重なものである」と述べている。一方、滝川政次郎氏は「寺壽生」という読みについて、「短冊考―払田柵址出土の木札について―」（『古代学』七―二、昭和三十三年）の中で、疑問を提示している。しかし、上田氏報告の木簡はその後、所在不明となってしまった。加えて、報告書には写真も実測図もないだけに、上田氏の釈読の是非も検証しようがなかった。

ところが、最近、一通の書簡が発見され、釈読の検討に役立つことが明らかになった。この書簡は払田柵跡の発見者の一人後藤宙外氏から地元の高階秀彦氏にあてた昭和十三年四月十八日付のものである。関係部分は左の写真のとおりである。

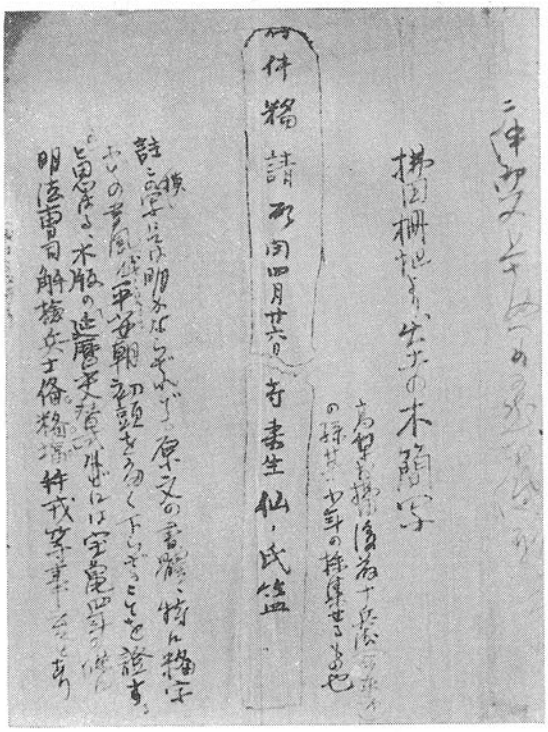

木簡の寸法も上田氏の報告と合致するだけに、これは実測図に相当するある程度正確な模写とみられる。問題の「寺壽生」は「寺書生」と改めるべきで、「仙」と「氏監」との間の「ノ」は意味不明である。

②　二九・四×二・九×〇・七　〇一一

・鮑海郡隊長解　申請□□□□(事カ)

・　六月十二日　隊長春日旅□(帰カ)

藤井東一「拂田柵」（「秋田考古会会誌」第二巻第四号、昭和五年）によれば、次のように発見当時の様子を述べている。

「（昭和五年）九月七日、厨清水の脇を発掘し、多数の文字ある土器を採集した。（中略）それから幅一寸、厚さ二分五厘、長さ一尺位の板片に沢山の文字を表裏に書いてあるものがある。これは浜田耕作先生著通論考古学の写真版にある木簡と言ふものによく似て居る様に、我々素人には考えられる。文字は表は最初の字は館と読むことが出来る。二字不明。次は隊のやうに見える。其下は長判然と読めて、一字不明、申らしいが判然しない。其下六字ばかりあるが、判断が出来ぬ。裏面は中途から六月十らしく見える。其下二字不明。養らしい字、一字不明。（下略）」

ところが、この木簡は長らく行方が知れなかったが、昭和五十一年再発見された。現状は風乾状態であるが、完形品で文字も事書の請求品目の部分の右半分の墨痕がほとんど失われている以外は、比較的良好である。その判読結果は上記のごとくで、藤井氏の釈読を一部訂正、補うことができるようである。

内容は解の書式をとる軍団関係の請求文書と考えられる。出羽国の軍団は出羽団一団だけで、鮑海郡に存したわけではない。これは次のような例と同様に理解すればよいであろう。

『続日本後紀』承和七（八四〇）年二月癸亥条

陸奥国柴田郡権大領丈部豊主。伊具郡・擬大毅陸奥真成等戸二烟。賜二姓阿倍陸奥臣一。同国人丈部継成等卅六人賜二姓下毛野陸奥公一。

（『続日本後紀纂詁』は同十五年五月紀により伊具郡の下に人磐城団の四字を補う）

『続日本後紀』承和十五（八四八）年五月辛未条

（前略）伊具郡麻続郷戸主磐城団擬主帳陸奥臣善福。色麻郡少領外正七位上勲八等同姓千継等八烟賜二姓阿倍陸奥臣一。

すなわち、鮑海郡は「隊長春日旅□(帰カ)」の本貫を示すのであろう。なお、隊長は軍防令軍団大毅条に規定のある隊正（五十長）のことである。

③　（一五・三）×二・三×〇・五　〇一九

・□十火　大粮二石八斗八升

・□二斗八升二合

昭和四十七年十月、地元の一高校生が「ホイド清水」で表面採集して発見したものである。上半部欠損。現状は風乾状態。

出羽国の兵士は一団一千人である。

『延喜式』主税式

凡陸奥国兵士間食料米二千八百八十斛人別日八合。割三年中所レ輸租穀内一。毎年充レ之。

この算出法は

$$\text{人別}\ 8\text{合} \times 1{,}000\text{人} \times 360\text{日} = 2{,}880\text{石}$$

となり、その場合、本木簡の「二石八斗八升」は兵士一人の年間の食料米に相当することになる。この点に関しては今後の新資料の出現を待って検討を加えたい。

④　二三・七×二・二×〇・五　〇11

・嘉祥二年正月十日下稲日紀□(充カ)年料
・□(合カ)三千八百卅四□(東カ)　(別筆)「勘了　正月十□(二カ)」

出土地点は外郭南門跡の北北西方向約一〇mのところにある約二×二×〇・一五mほどの不整方形の土壙である。

「嘉」の字のみが二字分ほど間のびした感じで書かれている。また、「勘了　正月十□(二カ)」だけが、若干、走り書き的であり、日付部分はやや左よりに他に比して一まわり小さな字で書かれていることなどから異筆と判断してよさそうである。この木簡には文書木簡の主条件ともいうべき文書の発行者と宛先との授受関係は明記されていないが、「下稲」という記載からは何らかの上級官司から下級官司への文書の授受関係を読みとることができる。本木簡は冒頭に正確な年月日を持っている記載様式に日記の特徴がよく現われている。また、裏面の下端部「勘了　正月十□(二カ)」は文書を受領した側が帳簿類との照合を終えたこととその月日を書き込んでいるのである。類例をあげるならば、平城宮木簡においても、

・天山司解　進上飛炎卅九枝
・(別筆)「勘了」（昭和五十二年一月、第二回木簡研究集会の横田拓実氏の報告による）

の例は、平城宮の造営工事の際に、天山司より運び込まれた建築材を「勘了」したことを示している。

⑤　(七・二)×三・一×〇・二　081

・□如件假粟六月廿□
・□直□(強カ)□

両端とも折損している。

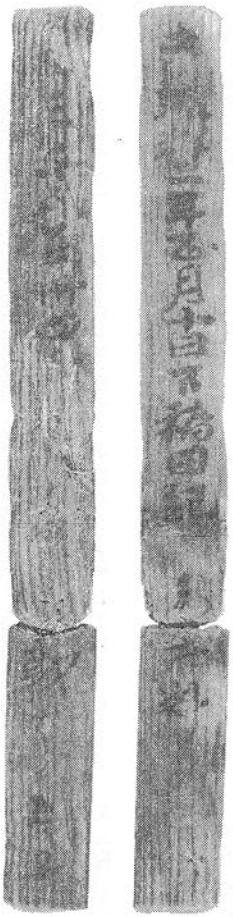

仮粟という熟語は管見の限りでは古代の文献史料には見当らないが、「假」には「かりる」または「かす」の語義があり、「假借」「假貸」などの用法があるので、おそらく、仮貸の粟、仮借の粟という意味かと思われる。なお、江戸時代の偽書とされる『日本総国風土記』という書物に「假粟」の語が頻出する。次にその一例

を示しておくことにする。

日本惣国風土記第百四

陸奥国名取郡

指賀庄　公穀六百七十二束　三毛田

假粟五百六十五束　三字田　（傍点は筆者）

〔内閣文庫本（文化十三年伴信友写）〕

この書物は偽作であったとしても、その典拠となったものについて、今後、検討する必要があるであろう。また、仮貸の対象物が粟という点も、一般的には出挙または借貸に用いられなかったとされているだけに興味深いものがある。

⑥　（七・五）×二・二×〇・三　081

□解　申請□□

昭和五十二年十一月、第十次調査の外郭南門跡北側地域、第Ⅳ層（暗緑灰粘質土）出土。両端が欠損している。

請求物品名は不明だが、解の書式による請求文書と考えられる。

払田柵跡は昭和五年の文部省の調査で、水田下に埋まっていた材木列を発掘したことを契機として、こうした材木列でしきられた施設こそ、古代の文献に登場する「柵」に相違ないという基本的な考え方が定着し、地名をとり、「払田柵」と呼ばれたのである。したがって、払田柵跡は、古代の文献上に登場する他の城柵の遺跡（例えば、多賀城跡、胆沢城跡など）とは一応、区別して考えなければならない。

これまで、払田柵跡から出土した木簡の大半が文書様木簡である点が目立っている。加えて、その内容は、②の鮑海郡隊長からの請求文書、②の十火の兵士の存在、④下稲日紀など、多様である。なかでも、払田柵は古代の文献上に見えないが、遺跡の所在地は古代の雄勝・平鹿・山本という横手盆地に存在した三郡のうちのいずれかであることは間違いない。その場合、出羽国は一団のみで兵士一千人（『類聚三代格』弘仁五年正月十五日官符、『三代実録』元慶三年六月廿六日条）であることが知られている。兵士は『続日本紀』慶雲元（七〇四）年六月丁巳の勅によれば、「諸国兵士。国別分為二十番一。毎番十日。教二習武芸一。必使二斎整一。」（国はおそらく団ならん―直木孝次郎氏『日本古代兵制史の研究』）とある。したがって「払田柵」に十火の兵士が上番したとするならば、出羽国の兵士すべてが「払田柵」に集中したことになるのである。最近の政庁地区をはじめとする考古学的調査成果と併せて、これらの木簡は今後の「払田柵」の性格を検討する資料となるであろう。

払田柵跡の場合、外郭線内に低地を広く取り入れており、先述したように外郭南門跡北西部で、八点の木簡が出土している。また、昭和五年および昭和四十七年の木簡出土地であるホイド清水は現在でも涌水をたたえているなど、木簡の出土条件に恵まれているだけに、今後の調査に期待したい。

(3)胆沢城跡

胆沢城は延暦二十一（八〇二）年に造営されたもので、多賀城から

鎮守府がうつされたとされている。

胆沢城跡は岩手県水沢市佐倉河にある。遺跡は南流する北上川に西からほぼ直交する胆沢川の南側の平野部にあり、通称「方八丁」といわれ、一辺約六五〇mの方形に土塁状の高まりが今は道路となって残されている。発掘調査の結果、外郭をめぐる土塁状の高まりは築地であることがわかった。

昭和五十年八月、西辺外郭線中央部の調査において、墨痕をわずかに認めうる木簡が三点、さらに、昭和五十一年十一月、外郭南門外側大溝跡埋土最下層（灰黒色シルト質壌土層）から四点出土している。

①　（一五・一）×四・九×〇・七　039

□君□〔進カ〕第三勝成全□

上端右半分の一部と下端が欠損し、上端の両側から切り込みがある。形態上からは一応付札と考えられるが、内容は不明。

②　（一〇・〇）×二・〇×〇・三　081

・□納□□〔役皮カ〕□

・□善□

板目を利用したため、表面の晩材部のところで墨がとんでいるが、かすかに判読できる。上・下端とも欠損。裏面は材の腐蝕が著しく、加えて、上半部が削りとられている。

③　（七・〇）×（二・四）×（〇・二）　081

□磨

墨書面だけ剝離した残片である。両端および両側面を欠くため全体は不明である。

④　（九・八）×（二・〇）×〇・四　081

・大大大

・□大□

上・下端と片側を欠損している。表裏ともに削りとられている。習書木簡。

胆沢城跡出土の木簡はまだ点数も少なく、断片的である。しかし、遺跡は平野部に立地し、建物跡の柱材なども残存している例も多いだけに、今後の調査で、木簡の発見は大いに期待できる。

(4)岩手県江刺市落合遺跡

落合遺跡は江刺市の中心街の南方二㎞付近の平野部にあり、比高一m内外の微高地と現水田の低地とからなっている。この微高地はおそらく北上川か支流の人首川・広瀬川の度重なる氾濫によってできたものとされている。

調査は東北新幹線関係埋蔵文化財の発掘調査の一環として、昭和四十九年四月～八月まで実施された。

旧河道上に堆積した層（シルト質粘土層）に遺物が多量に包含されていた。遺物は三点の木簡（うち二点は墨痕が薄く、判読不能）をはじめ、土師器・須恵器・木器（椀・盆・皿型など三十四点―うち漆塗器四点）・木製品（鋤・杵の未成品・きぬたなど）三十二点、土錘・鉄製品・種子などである。墨書土器も多く、そのうち約八割は「本」と記されてい

る。また、この低地に接した微高地からは竪穴住居跡が検出されている。遺跡の時期は一応平安時代中頃と考えられている。(註)

(註) 岩手県教育委員会「昭和四十九年度東北新幹線関係埋蔵文化財発掘調査略報江刺地区」昭年五十年三月。

① (二三・六)×二・四×(〇・九) 033

差良紫豆二斗八升

上端を欠くが、片側に切り込みがあり、切り込みをいれない下端部を両側から削って、尖らせている。裏面は本来の面が剝離しているため不明。

(5)城輪柵跡

昭和六年、秋田県の払田柵に引続き、山形県酒田市の城輪の地で、払田柵同様の材木列が水田中から発見されたことから、城輪柵跡とされた。

城輪柵跡は酒田市の市街地北東方約八㎞の地点にある。遺跡は飽海平野のほぼ中央部、標高十一～十三mの沖積地にあり、南八㎞のところを最上川が北流している。外郭は約七〇〇m(六町半)四方の正方形をなす。内郭部分は微高地をなし、ほぼ一辺一二〇mの築地で囲まれ、内郭の建物は正殿・後殿・東西脇殿などと東・南・北の各門跡が検出され、陸奥国府である多賀城の内郭の建物配置と類似していることから、一応、平安時代の出羽国府跡とされている。

昭和五十一年九月より実施した第十六次調査(宮形地区)で一点出土している。調査区域は城輪柵跡内郭地区の北東方約二三〇mで、内郭地区の標高とほぼ同じ約十三mの高さをもち、周囲の水田よりも一段高くなっている。

木簡を出土した井戸跡は径約一・三mのほぼ円形の掘方のほぼ中央に、基部一段のみだが、径五十八㎝の曲物が遺存していた。井戸の掘方埋土内から木椀片一点、箸状木製品七点、桶底板片一点などと共に、木簡一点が出土した。

木簡は下端および片側を欠くが、現長二一・三㎝、現幅二・九㎝、厚さ〇・三㎝である。上端部に直径二㎜の小孔がみられる。墨痕は認められるが、削られ判読不可能である。(註)

(註) 酒田市教育委員会『史跡城輪柵跡 昭和五十一年度発掘調査概要』昭和五十二年

(6)平形遺跡

平形遺跡は山形県東田川郡藤島町平形に所在する。

昭和五十二年四月から実施された圃場整備事業にかかわる緊急発掘調査で一点出土している。

調査区のうち、D地区とされた下平形南西部において、七間×三間をはじめ掘立柱建物四棟・井戸跡などが発見され、平安時代前半頃の建物跡とされている。木簡を出土した井戸跡は径約一・六m、深さ約二mあり、井筒は全部で七段積み重ねており、井筒材は手斧で仕上げられた柾目板である。伴出遺物の中に「阿」と墨書した土器片もある。

木簡は、墨痕が認められるが、細く割られたうえ、角を削られており、判読は不可能である。現存長一〇・二㎝、現幅〇・四㎝、厚

さ〇・四㎝。(註)

(註) 山形県教育委員会「平形遺跡第六次発掘調査現地説明会資料」昭和五十二年十月。

(7)秋田城跡

秋田城跡は秋田市寺内に所在し、日本海にそそぐ雄物川の河口の北側に位置している。東西千数百m、南北約一、一〇〇mで、標高は最高点で五〇mたらずで、平均三〇m程度の安定した台地である。

昭和五十三年七月から始まった第二十五次発掘調査（鵜ノ木地区）において、十一点の木簡が出土している。調査地は秋田城跡東外郭線より東方約一〇〇mの地点である。調査の結果、掘立柱建物跡（東西棟四間×七間の南面廂付建物や東西三間×南北三間の総柱建物など）、井戸跡などの多くの遺構が検出されたことから、主要建物群の所在する地域とすることができる。

木簡を出土した井戸跡は掘り込み面での直径は四・三m、深さ約五・四mで、掘り方の底部には内径一〇三㎝、高さ一三〇㎝、厚さ一〇㎝の円形の井筒を据えている。なお、井戸の下層部には塼とこぶし大の礫および平瓦が三重に敷きつめられていた。とくに、塼は総数約六〇個あり、そのうち二枚は龍と思われるものと、弓矢で首・腹・足を射抜かれた人物像がそれぞれ墨書された特異な戯画塼である。

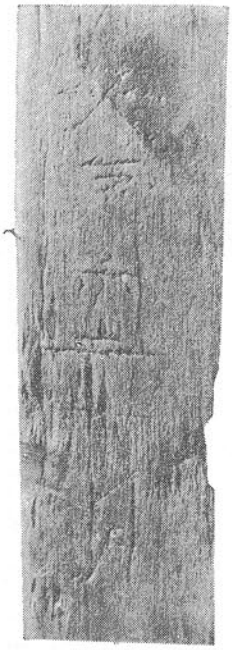

天平六年銘木簡
（文字の部分のみ）

木簡十一点のうち、四点はほとんど墨痕が認められない。

①　（三一・五）×三・〇×一・〇　059

天平六年月

クギ書き。上端欠。下端の片方から若干削りが入り、尖がらせている。一応、平城宮木簡の形態分類の六〇五九型式に入るものと考えられるが、材の一端の尖らせ方は付札類に通常見られたものほど徹底したものではない。年紀のすぐ上に鉄釘が残存している。

『続日本紀』天平五（七三三）年十二月己未条によれば、

出羽柵遷二置於秋田村高清水岡一。

とある。これは出羽国の中心的施設である出羽柵が出羽郡から約一〇〇㎞北の秋田村高清水岡に遷し置かれたという記事である。したがって、この木簡は、『続日本紀』の天平五年条の出羽柵の遷置記事を裏付ける貴重な資料といえよう。

②　三七・〇×二・五×〇・七　033

・浪人丈部八手五斗

・　勝寶五年調米

『延喜民部式』によれば、陸奥・出羽両国の調庸は当国に納め、その出納帳を正税帳使に付して申し送れと規定されている。また、

その品目に米あるいは穀が品目として定められている。

陸奥国行程上五十日下廿五日
調。広布廿三端。自餘輸二狭布一。米。穀一。
庸。広布十端。自餘輸二狭布一。米一。
出羽国行程上卅七日下廿四日　海路五十二日
調。庸。輸二狭布一。米。穀一。

この延喜式の規定は、少なくとも、陸奥・出羽両国の史料としては、九世紀半ばまで確実にさかのぼることができるのである。すなわち、『類聚三代格』斉衡三（八五六）年三月八日官符には、次のような記事が見える。

応レ勘二陸奥出羽両国用度帳一事
（前略）件両国調帳并用度帳。便附二朝集使一進レ之。勘二両帳一訖。乃従二放還一。至レ有二勘出一。具載二返抄一。所レ用調庸理非難レ弁。（後略）

陸奥・出羽両国から調帳と共に、その使途を明記した用度帳（延喜民部式では出納帳）が提出されており、すでに当国において調庸物を使用していたことがわかる。また出羽国に関しては、狄徒に給する年料禄として狭布一万端を定め、若し調狭布が不足した時は正税をもって充てることとしている（『類聚三代格』貞観十七（八七五）年五月十五日官符）。調狭布が留め置かれ、狄禄に充てられていることが明らかである。結局、出羽国の調庸は史料上、九世紀半ばごろまでは当国に留め置かれたことが知られる。（拙稿「陸奥・出羽官衙財政について――いわゆる『征夷』との関連を中心として――」『歴史』四十八輯、昭和五十一年。）

ところで、この調の付札はその記載様式に一つの特徴を有すると思われる。すなわち、平城宮木簡の貢進物付札の内容は貢進主体、貢進物の種目または税目・品目・数量、年月日を記載するのを原則とする。そして、記載方法は次のようなものが一般的である。

貢進主体（貢進国郡郷名＋貢進者）＋貢進物の種目または税目・品目＋数量＋年月日

例　平城宮木簡第三四六号
・玉置驛家三家人黒万呂御調三斗
・　天平四年九月

ところが、秋田城木簡は若干、記載順を異にしている。

・貢進主体〔浪人＋丈部八手〕＋数量〔五斗〕
・年月日〔勝寶五年〕＋貢進税目・品目〔調米〕

平城宮木簡で、この類例をさがすと、意外と少なく、管見の限りでは下記の一例を知るのみである。

例　平城宮木簡第三三〇号
・讃岐国阿野郡日下部犬万呂三□〔斗カ〕
・　四年調塩

③　長さ二八・二cm　角材
・宇大宙宇於大大飽
・飽　飽海郡　飽海郡　最
・最上郡　最上郡□〔倍カ〕郷

三・四㎝方形の角材の三面に墨書している。下端部に粗い切り込みがあり、おそらく、長い材から切り離した痕跡かと思われる。

習書木簡。飽海郡・最上郡とも出羽国の郡名である。その木簡は習書ではあるが、二面の末尾にそれぞれ「飽」および「最」があることから、上記の順序で習書したことがわかるのである。なお、最上郡については、平城宮木簡に「……陸奥国裳上郡裳（以下欠）」とある（東一坊大路の西側側溝出土）。陸奥と出羽の違いは『続日本紀』によれば、和銅五年十月丁酉条に「割二陸奥国最上置賜二郡一隷二出羽国一焉』とある措置に基づくものである。

④　（二八・〇）×（三一・〇）×〇・九　081

・下野国河内郡□（財カ）部郷□
・□□□□（縁縁縁現カ）□

右側面・下端部が欠損。表裏の関係は不明。裏面は習書かもしれない。「下野国河内郡□（財カ）部郷」は『和名類聚抄』に見え、内容こそ不明だが、当時の出羽国と東国との関連を示す資料であろう。

⑤　（三九・八）×（三一・五）×一・一　019

・天王御為□□　□□□□五百□□
大国王御為五□　父母二柱御為五百□
若国□□□□（王御為カ）　過去見在眷属御為五□

・勝寶四年七月廿五日

上端と下端の一部が欠損。上半部には削り残されたと思われる文字が薄く見える。

裏面に年紀があることから、習書とは考えられなく、一種の願文のような性格のものであろうか。

⑥　四五・八×二一・六×〇・九　011

・而察察察察察察之之之之之之之灼灼灼灼灼若若
・若若若若若夫夫夫巢巢巢出緑緑波波波醸醸醸醸

習書木簡。『文選』の第十九巻に収められている「洛神賦」の一節を習書したものである（小島憲之氏の御教示による）。

（前略）余告レ之曰、其形也、翩若二驚鴻一、若二遊龍一。栄曜二秋菊一、華茂二春松一。髣髴兮若二軽雲之蔽レ月。飄飄兮若二流風之廻レ雪。遠而望レ之、皎若二太陽升二朝霞一。迫而察レ之、灼若二芙渠出二淥波一。襛纖得レ衷、修短合レ度。（後略）

⑦　（四五・五）×四〇・〇～三・五×一・〇　019

・解　申進人事合五人　□□□□
　　□□□□
・□□□□□□□□

下端欠。裏面の墨痕はほとんど見えず、判読不可能。

文書木簡。人の貢進を示す木簡。解の書式で、事書の下にすぐ本文（内容）が記され、裏面にはおそらく貢進年月日等が明記されているのであろう。人名は墨痕が薄いため判読できない。

通常、井戸は意識的にしかも短期間埋められるために、井戸跡出土の遺物はその井戸とともに機能していた建物跡などの遺構の年代を推定する貴重な資料となるのである。

井戸跡からは年紀を示す木簡が三点―天平六（七三四）年、天平勝

宝四（七五二）年、同五（七五三）年―出土している。井戸の廃棄年代は下限の資料をもって決めるならば、天平勝宝五年ごろと見られるであろう。その場合、問題は天平六年との間に二十年の開きのある事実を如何に解釈するかである。そこで、天平六年の木簡に注目してみよう。

まず、クギ書きである点が特異である。こうしたクギ書きの類例はあまり多くはないが例えば、伊場木簡第十三号「・山代國連町馬食　・□申」がある（『伊場遺跡発掘調査報告書第Ⅰ冊―伊場木簡―』昭和五十一年）。また、正倉院所蔵の漆柄香炉箱の蓋には針書で「初　神亀六年七月六日」と記している（松嶋順正編『正倉院宝物銘文集成』昭和五十三年）。一応、このように、類例を認めることができるが、その記載内容にも問題がある。この木簡はほぼ完形にもかかわらず、記載されている文字は「天平六年月」のみである。しかも年紀の記載も「……年月」と何月か明記していない。さらに、木簡の上半部の年号の真上に鉄釘と思われるものが打ちつけてある点に注意する必要があろう。一方、一般的には、井戸の性格からして、井戸使用時の投棄の可能性はない。

これらの点を併せ考えるならば、この木簡はクギ書きに加えて、簡略な年紀だけという点で、通常の役所間などでのやりとりの際に用いられたものとは考えがたい。むしろ、この木簡は年紀を記し、何かに打つけておいた木札のような性格のものではないだろうか。そのように解釈するならば、井戸跡から二十年の開きのある木簡が出土したことも問題とはならないであろう。

第二号木簡が出羽国の調庸制を考える重要な資料であることは前述したとおりである。ここで、問題をさらに展開させるならば、出羽柵（秋田城）の性格論にまで及ぶであろう。天平五（七三三）年、出羽柵は秋田村高清水岡に遷置された。『続日本紀』天平九（七三七）年正月丙申条には、

先レ是。陸奥按察使大野朝臣東人等言。従二陸奥国一達二出羽柵一。道経二男勝一。行程迂遠。請征二男勝村一以通二直路一。

とあり、陸奥国（多賀柵）より、出羽国出羽柵までの連絡路の開鑿を目的としたものである。これ以前に、養老五（七二一）年出羽国は陸奥按察使の管轄下に置かれている。したがって、両国の連絡を密にするためには両国府間の連絡路を整備することが急務とされたのであろう。その点（その後の関連史料も含めて）からは、移転後の出羽柵（秋田村高清水岡所在）に出羽国府としての性格を認めることができるであろう（拙稿「出羽国府論」『宮城県多賀城跡調査研究所・研究紀要Ⅳ』昭和五十二年）。しかし、一方では、出羽国府は終始、出羽郡に所在したとする主張もある（高橋富雄氏「秋田城をめぐる諸問題」『日本歴史』二八一号、昭和四十六年）。

ところで、調庸の付札は原則として貢進された最終地で荷ほどきされ、廃棄されるものである。そして、前述したように延喜式には出羽国の調庸は当国に留め置くという規定があり、そのことは文献上で九世紀半ばごろまでは確実にあとづけることができるのであ

る。さらに加えて、本木簡は材質・形態・書体いずれも今回出土の木簡の中では最もすぐれており、調の付札としては完全な姿をとどめており、決して書き損じたりして中途で廃棄されたものとはみられない。したがって、調庸の木簡が秋田城跡から出土したことは、出羽柵（秋田城）が国府として機能した一つの証拠となるであろう。

なお、「秋田城」の名は『大日本古文書』巻二五所収の天平宝字四（七六〇）年三月十九日の丸部足人解状に「阿支太城」とはじめて見える。また『日本後紀』延暦二十三（八〇四）年十一月癸巳条に「秋田城建置以来卅餘年」の記載がある。その点では、秋田城の建置は七六〇年前後と考えられる。この出羽柵から秋田城への変化の実態解明は今後の大きな課題である。

以上のように、秋田城木簡は点数こそ少ないが、その他にも『文選』がすでに八世紀半ばに地方へ確実に普及していたことを示す習書木簡もあり、内容には貴重なものが多く、その意義はきわめて大きいといえるのである。

(8)堂の前遺跡

堂の前遺跡は飽海郡八幡町法蓮寺字堂の前にある。日向川・荒瀬川の合流点に近く、荒瀬川の旧氾濫原上に位置しており、標高十五m、西・南にいくにつれて低くなっている。付近には、城輪柵跡をはじめとして、八森遺跡、上ノ田遺跡など、律令制下の出羽国を考える上で貴重な遺跡が数多く分布する。

昭和四十九年以来の調査で、基壇跡のほか平安時代の建物群とそれを囲む板塀等が数多く発見されている。昭和五十三年八月からはじまった第六次調査で、旧河川や土堤などの遺構とその内部の幅三mの溝跡から木製品などの有機質遺物を多数検出した。時期は出土した土器から、平安時代後半頃と考えられている。

木簡は三点で、いずれも上端を山形に削り、下端も鋭角的に尖らせている。長さは最大で現存長五一cm、最小で三三cmである。三点とも同一筆跡で、内容も全く同じである。(註)

「山口縄急々如律令」

(註) 山形県教育委員会「堂の前遺跡6・7次発掘調査説明会資料」昭和五十三年十一月

元興寺極楽坊出土のいわゆる物忌札と同様の性格のものであろうか。

以上の各遺跡の木簡については、山形県の城輪柵跡・堂の前遺跡・平形遺跡を除いては一応、私自身、解読を担当し、各調査担当者の協力を得て、左記のそれぞれの報告書および論考等ですでに発表しているが、本稿はそれらから抜粋し、一部補筆・訂正し、まとめたものである。

多賀城跡

1 多賀城跡調査研究所『多賀城跡　昭和四五年度発掘調査概報』昭和四六年
2 多賀城跡調査研究所『多賀城跡　昭和四八年度発掘調査概報』昭和四九年
3 多賀城跡調査研究所『多賀城跡　昭和四九年度発掘調査概報』

昭和五〇年
4平川　南「多賀城跡出土の木簡」『第一回木簡研究集会記録』昭和五一年七月
払田柵跡
1払田柵跡調査事務所『払田柵跡　昭和五〇年度発掘調査概要』昭和五一年
2払田柵跡調査事務所『払田柵跡　第九・十次発掘調査概要』昭和五二年
3平川　南「払田柵跡・胆沢城跡、落合遺跡出土の木簡」『第一回木簡研究集会記録』昭和五一年七月
4平川　南「払田柵跡出土の新木簡について」「日本歴史」第三五七号、昭和五三年二月
5平川　南「東北地方出土の木簡―払田柵跡・胆沢城跡―」『第三回木簡研究集会記録』昭和五四年三月
胆沢城跡
1水沢市教育委員会『胆沢城跡　昭和五〇年度発掘調査概報』昭和五一年
2水沢市教育委員会『胆沢城跡　昭和五一年度発掘調査概報』昭和五二年
3平川　南「払田柵跡・胆沢城跡・落合遺跡出土の木簡」『第一回木簡研究集会記録』昭和五一年七月
落合遺跡
1平川　南「払田柵跡・胆沢城跡・落合遺跡出土の木簡」『第一回木簡研究集会記録』昭和五一年七月
秋田城跡
1秋田城跡発掘調査事務所『秋田城跡　昭和五三年度秋田城跡発掘調査概報』昭和五十四年
2秋田城跡発掘調査事務所・平川南「秋田城跡出土の木簡」「考古学ジャーナル」第一六〇号、昭和五四年四月

三、全体的検討

(1)木簡の出土状況

東北地方においては、現在までのところ、木簡の出土地は遺跡の性格の明らかでない落合遺跡・平形遺跡・堂の前遺跡を除くと、すべて、いわゆる城柵遺跡（払田・城輪柵跡も含めて）に限られている。この傾向は多分に発掘調査の実情を現わしているともいえる。というのは、東北地方では、昭和四十四年以降の多賀城跡の継続的発掘調査を契機として、いわゆる古代の文献上に現われる城柵の擬定地の発掘調査が各地で継続して実施されるに至ったのである。一方、郡衙・寺院跡については、木簡が調査者に注目される以前の調査と、近年、福島県を中心としてようやく本格的な調査が開始されたばかりである。したがって、東北地方の木簡の出土はいわゆる城柵遺跡に集中する傾向も無理からぬところであろう。

ところで、こうした城柵遺跡の調査も、現状では多賀城跡など一部をのぞくと、遺跡の範囲確定に主眼がおかれており、内郭部分と外郭線に限られ、古代に最も実務的に機能した、いいかえれば木簡の使用頻度の高いところと考えられる外郭内地区の官衙群には、ほとんど着手されていないのである。このことが木簡のいまだ出土例の少ない理由の一つであろう。

もう一つの理由は遺跡の立地に起因するであろう。八世紀前半および後半に造営された多賀城跡をはじめ、桃生城跡・秋田城跡などは丘陵上に主要遺構が立地し、井戸のような特殊な条件がないかぎり、ほとんど木簡が遺存する状況にないのである。例えば、多賀城跡の場合は周辺の低湿地、秋田城跡では井戸跡から出土している。また、最も条件に恵まれ、建築材の遺存状況のきわめて良好な胆沢城跡・払田柵跡・城輪柵跡などは、今後に大きな可能性を残しながら、前述したように、ほとんど外郭内の官衙群の調査が行なわれていないのが現状である。

(2)木簡の形状

木簡の材質についてはほとんど正式な鑑定をしていないので、明確な点は不明である。ただ、東北地方出土の木簡の全体的傾向として、材質に若干のばらつきが認められるようである。多賀城跡を例にとるならば、今回報告の④武蔵国からの米の付札は昭和四十八年八月の出土以来、水漬け状態で保存してきたが、他の木簡すべてが何ら顕著な変化を示さないのに対して、この付札の墨痕はほとんど失われ、出土直後の写真で判読できるだけである。この木簡が潤葉樹であることに起因するかどうか、木簡の保存問題という点で注目されるであろう。

形態の点でも、他地域においても一般的にいえるように、特殊な内容や習書木簡などに多少のばらつきが見える。多賀城木簡⑦は丸い棒状を呈した異形木簡とみなすことができるもので、内容的にも呪術的な言葉「戊戌戌」を記している。また、習書木簡のうちでは、秋田城木簡③は、三・四㎝方形の角材を使用し、下端部に粗い切り込みを入れ、長い材から切り離した痕跡も認められる。なお、削屑の少ないことは、おそらく、木簡使用場所と出土地点の間に直接的関連がなかったことによるのであろうか。

(3)木簡の内容とその意義

木簡の内容はすでに各遺跡ごとに概要を記したように、史料の少ない東北地方にとって一点一点が貴重な史料となることは勿論、律令地方官衙の実態を伝える史料としての価値も高いであろう。その内容を一応、分類するならば、次表のとおりになるであろう。

古代の東北地方は征夷または鎮守の歴史として、ことさらに軍事上の抗争に重きが置かれ、なかでも、城柵はそうした軍事上の抗争の場としての側面だけが強調されてきたのである。

しかしながら、戦後の東北地方における考古学上の調査研究によって、次々に重要な資料が提示されているのである。特に近年の城柵官衙跡の本格的な発掘調査の開始によって、従来の城柵＝砦(とりで)的イ

遺跡名＼内容	文書	簿帳伝票	付札	習書	その他(願符など呪文)	不明	計
多賀城跡	6	5	2	11	1	41	66
払田柵跡	6					8	14
胆沢城跡	1		1	1		8	11
落合遺跡			1			2	3
城輪柵跡						1	1
平形遺跡						1	1
秋田城跡	1		2	2	1	5	11
堂の前遺跡					3		3
計	14	5	6	14	5	66	110

東北地方出土の木簡の内容分類

メージは一新されたといえる。すなわち、東北の城柵は比高〇に近い低地から、丘陵に位置するものでさえ、五〇m以下であるに対して、西日本の大野城・基肄城・怡土城跡などは四〇〇m内外の高い山に築かれているのである。また東北の城柵は内郭・外郭の明瞭な区分を有し、とくに内郭部はかなり規則的な建物配置をともなっている。さらに外郭内地域には、一定の官衙ブロックの存在も認められるのである。

そこで、文献上からも、あらためて、城柵を含めて古代東北史を律令国家の支配過程の中に正しく位置づける必要があると思われる。その意味からは、城柵はあくまでも律令行政遂行の中心的機関として位置づけて理解すべきである。さらにいうならば、城柵は行政的施策遂行の中心的施設であるとともに、行政的区画をも意味し、その地に一郡ないし数郡の令制郡建置を目指したのである。城柵の造営は多くの民がその地域に定住し編戸されることで初めて意義を生ずるのであり、結局、律令的収奪を目的としたことを如実に示している。この律令国家の積極的な施策は在地の強い抵抗を生みだしたのであり、これがいわゆる蝦夷の反乱である。

以上の点に立脚するならば、おのずと、東北地方における木簡の出土の意義も明らかになるであろう。特にいわゆる城柵遺跡の木簡は当時の陸奥・出羽両国に対する律令政府の具体的行政遂行の実態をものがたる資料となるのである。東北地方に関しては、従来の文献資料は征夷関係の記事に集中し、通常の陸奥・出羽両国の動きは比較的不鮮明である。その点では、例えば、秋田城の調の付札は延喜式の規定を八世紀半ばまでさかのぼらせる重要な資料となるもの

である。また従来、その地方への普及の資料を欠いていた陰陽道や漢籍の文選などは、多賀城木簡の「急々律令」や、秋田城の習書木簡の出土によって立証されたといえよう。なお、平城宮木簡や大宰府木簡はともかく、通常の令制国と異なり、東北地方出土の木簡には、多賀城木簡の「武蔵国播羅郡……」「(上野国勢多郡)挂草郷」、秋田城木簡の「下野国河内郡……」など、他国(坂東諸国)からの物資の搬入・人の移動などを示すものが存在することも特徴の一つとしてあげられよう。

一方、東北地方においては、瓦、土器などの遺物に関する研究も飛躍的に前進をみており、各遺跡の年代決定の重要な手がかりとなっている。しかしながら、宮跡の調査にみられるようなさらに細かな年代決定となるにはいまだ資料不足であることは否めない。その点で、払田柵の「嘉祥二年」、秋田城の「天平六年」「(天平)勝宝四年」「(天平)勝宝五年」などの年紀ある木簡は伴出する土器・瓦の編年に手がかりを与えることは確かで、ひいては、今後の東北地方の調査に大きな影響を与えることになるであろう。

四、今後の課題

多賀城跡から多量の漆紙文書が出土したことは周知のとおりである。それは紙が漆塗の作業に再利用されたからであると考えられる。すなわち、漆が紙に偶然付着したのではなく、漆塗の作業の過程で、漆の変化を防ぐために紙を利用したため、漆がしみこんで残ったのであろう。したがって、紙は偶然ではなく、漆塗の作業を行なう所では、ある程度、必然的に残存する可能性がある。そして、その際に用いられる紙は多くの場合、公文書の反故であることから、これらの紙の発見は新たな古代文書の出現を意味するのである。

中央においては、正倉院文書と木簡との対比から、紙と木簡との相互関係の検討がすでに行なわれている。ところが、従来、地方では木簡の出土例もあまり多くないうえ、地方から中央へ差し出された文書類は正倉院等に伝存しているものの、地方官衙内でとりかわされた紙の文書はほとんど知るすべもなかった。ところが、多賀城漆紙文書の発見を契機として、今後、同様の発見例の増加により、紙と木簡との比較検討を進めるならば、地方における木簡の用途を明瞭にすることができるのではないだろうか。この他にも、木簡自体の形状・書体・書式などの検討も今後に残された大きな研究課題といえるであろう。

以上、東北地方の木簡は点数もまだ少なく、これまで述べてきた若干の私見は今後の出土例の増加とともに、あらためて検討する必要があることを断っておきたい。